

## 医療扶助に係る要否意見書の記入方法における留意点について

医療扶助に係る要否意見書の記入方法については、下記のうちいずれかを指定医療機関において任意に選択していただくこととしました。

### ① 福祉事務所から発行される意見書に従来どおり手書き等により

#### 直接記入する方法

### ② 「別紙」を福祉事務所から発行される意見書に添付する方法

②を選択される場合は、以下の実施方法、留意事項を熟読され、適正にご利用をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 実施方法

- (1) 福岡市ホームページに掲載された意見書別紙（医科および歯科＜別紙1＞、精神入院＜別紙2＞、訪問看護＜別紙3＞）をダウンロードし、必要事項を記入する。
- (2) 必要事項を記載した別紙を印刷し、福祉事務所から発行される意見書と別紙をホチキス止めし、福祉事務所に提出する。この際、本紙に“別紙参照”と記載すること。

##### 2. 留意事項

- (1) 要否意見書については、厚生労働省から医療扶助運営要領様式第13号等により様式が定められておりますので、別紙様式の項目を削除・改変することは出来ません。  
ただし、記載内容に合わせて枠の大きさ等を適宜拡大・縮小することは可能です。
- (2) あくまでも本紙に付属する別紙ですので、別紙のみを福祉事務所に提出いただいても要否判定は出来ません。
- (3) 従来どおり手書き等で記載することを妨げるものではありません。